

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和7年3月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400996 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400122 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。上司及び同僚の連絡先並びに B 試験受験票などの資格試験に関する資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された「B 試験受験票」に記載されている試験日（平成 19 年 10 月 * 日（*））及び A 社の事業主からの回答により、請求者は、請求期間の一部において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は請求期間当時に関する資料は保存しておらず、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないところ、事業主は、請求者は営業職員として勤務しており、請求期間当時の営業職は入社月の翌月から厚生年金保険に加入する取扱いであったため、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、A 社が加入する C 健康保険組合から提出された請求者に係る「健康保険資格喪失証明書」により、請求者の同健康保険組合における被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、A 社における請求期間当時の上司として一人の氏名を挙げているところ、同社のオンライン記録において当該上司の氏名は確認できず、当該上司の連絡先として訂正請求書に記載されている 3 つの電話番号に架電したが、一つの番号の家主は、該当する人物はいない旨陳述しており、残り二つの番号は、複数回架電したものの応答がなく、連絡を取ることができない。

加えて、請求者は、A 社における請求期間当時の同僚として二人を挙げ、一人は連絡先とし

て訂正請求書に住所及び電話番号の記載があるため、同社における厚生年金保険被保険者について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったところ、同じ住所を有する者は見当たらないことから、当該同僚を特定できず、当該電話番号に複数回架電したものの応答がなく、連絡を取ることができない上、残り一人の同僚については、名字のほかに情報がなく、当該同僚を特定できないことから、請求者の請求期間における勤務状況等について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。